

# MIYAGIものづくり人材PR動画制作及び魅力発信業務 制作対象企業（県内地元企業）選定公募要領

## 第1 事業の概要

### 1 目的

人口減少社会の本格的な到来により、今後ますます人手不足が深刻化していくことが見込まれているが、富県宮城の実現に向け、県内でものづくりを行っている地元企業及び立地企業（以下「県内ものづくり企業等」という。）が人材を確保し、安定的に事業を行って、売り上げを伸ばしていくことが必要である。

そのため、主に高校生を対象として県内ものづくり企業等の情報を分かりやすく伝えるPR動画を制作し、授業やインターネット等による情報発信をすることにより、県内ものづくり企業等への具体的なイメージを持っていただき、企業と高校生のミスマッチ解消による就職後の早期離職防止を図るとともに、高校生の就職先の決定に大きな影響力を持つ保護者や教員等においても県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内ものづくり企業等への就職を促進しようとするものである。

また、インターネット等による情報発信により、高校生はもとより大学生等についても、県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内への就職を促進しようとするものである。

### 2 動画の内容

高校生や県内への就職を希望する大学生等及びその保護者（以下「高校生等」という。）に向けて、県内ものづくり企業等の魅力や若手人材の活躍等を紹介するもの。詳細は別途公募している企画提案の内容を踏まえて、決定する。

#### (1) PR動画の構成

イ 視聴対象者 高校生等

ロ 内 容 企業の代表からの会社PRや、先輩（若手社員）からのメッセージ・仕事内容・生活風景等

ハ 動画時間 各社3～5分程度

#### (2) PR動画の活用方法

イ PR動画を収録したDVDを県内高校に配付し、授業等で活用

ロ 宮城県ホームページ及び宮城県インターネット広報資料室（YouTube）に公開

※令和2年度に制作したものづくり人材PR動画「モノづくりは宮城の未来をつくる」

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/prmovie.html>

ハ PR動画を収録したDVDを撮影企業に配付（企業説明会等で活用）

### 3 対象企業

#### (1) 対象業種

ものづくり産業

※平成19年4月1日施行「ものづくり産業振興に関する県民条例」で定義する業種

#### (2) 応募資格

イ 宮城県内に事業所を有する企業

※ 製造業（日本標準産業分類において大分類「E 製造業」に分類される業種）のうち、「宮城県外に本社がある立地企業」及び「宮城県内に本社があるが、宮城県外に本社を有する企業の製造子会社である企業」については、産業立地推進課で募集する「制作対象企業（立地企業）」での応募となる。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/prmovie-r3company.html>

- ロ 申込時点で、令和4年3月卒業予定の高校生を正社員として採用する予定がある企業
- ハ 高い技術力ややりがい等を有しており、採用活動・人材育成にも積極的であるにも関わらず、認知度の低いことが人材不足の課題となっている企業
- ニ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関連法令に違反がない企業
- ホ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でない企業
- ヘ 県税の滞納がない企業
- ト 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と関係を有している者でない企業
- チ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でない企業
- リ その他公序良俗に反するおそれのある商品・サービス等を提供する事業者でない企業

## 第2 応募手続

### 1 提出期限・提出先等

#### (1) 提出期限

令和3年5月26日（水）午後5時必着

#### (2) 提出方法

郵送又は持参とする。

#### (3) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）  
宮城県経済商工観光部 産業人材対策課

### 2 提出書類

#### (1) 応募申込書（様式1～3）

#### (2) 会社案内（パンフレット等）（任意）

#### (3) 各種認証・表彰等根拠資料（「3 提出に際しての注意事項（5）」記載のとおり）

#### (4) 納税証明書（宮城県県税事務所が過去6か月以内に発行した「全ての県税に未納がないこと」の証明）の写し

※ 提出書類は、企業選定以外の目的には使用せず、応募内容についての秘密は厳守する。

### 3 提出に際しての注意事項

#### (1) 応募に当たって、質問がある場合の受付及び回答は以下のとおり。

イ 受付期限 令和3年5月14日（金）午後5時まで（必着）

#### ロ 提出方法

(イ) 電子メールにより提出することとし、電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

sanzinp@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班）

#### ハ 回答方法

質問に対する回答は、令和3年5月19日（水）午後5時までに宮城県経済商工観光部産業人材対策課のホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては回答しないこともある。

- (2) 応募申請書様式2の□欄がある項目は該当する場合に☑を、ない項目は必ず記入すること。
- (3) 応募申請書様式2の記入欄に書き切れない場合は、どの項目の別紙かがわかるよう表示した上で添付すること。
- (4) 文字は10.5ポイント以上で記入すること。
- (5) 応募申請書様式2の認定・認証や表彰実績（高い技術力のほか、ユースエール企業やくるみん等の認定を含む）を記載（☑）する場合は、必ず根拠となる資料の写しを添付すること。添付がなく事実と認められない場合は、その実績は選定において考慮されない。

#### 4 その他留意事項

- (1) 応募にあたっては企業内外の関係者との調整を十分に行い、合意形成を図ったうえで応募すること。特に設備等の撮影及び公開の可否については、取引先も含め、入念に調整を行うこと。
- (2) 制作した動画の著作権は県に帰属し、対象企業は県が認めた範囲内で制作した動画を使用することができる。

### 第3 企業の選定

#### 1 選定方法・事業スケジュール（予定）

提出された書類に基づき、次のとおり審査・制作を行うことを予定している。

項目	内容	時期
選定委員会審査	事業目的及び事業内容への適合性等の書類審査	6月上中旬
対象企業の決定	選定委員会の審査結果等を踏まえ、対象企業を決定	6月上中旬
選定結果通知	応募企業へ選定結果を文書にて通知	6月中下旬
動画制作に係る取材	動画制作にあたり企業訪問の上、取材及び動画撮影等を実施	7月～10月
情報発信	県内高校等の授業	11月～3月
	宮城県ホームページ及び宮城県インターネット広報資料室（YouTube）での公開	11月～

#### 2 選定企業数 10社

- 3 制作対象企業の選定においては、県内高校での授業等で活用される予定であることから、県内7圏域の地域バランスや既制作分を含めて製造分野が偏らないよう優先的に考慮し、高校生等にとってより魅力的な企業を選定する。

### 第4 公募に関する問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 産業人材対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）

TEL：022-211-2764 メール：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp